

令和8年2月20日

第221回国会（特別会）総務省提出予定法律案等

<5件>

件名	要旨
地方税法等の一部を改正する法律案	現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税のひとり親控除の引上げ等、道府県民税利子割に係る清算制度の導入、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止、軽油引取税の当分の間税率の廃止等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。 (近日中)
地方交付税法等の一部を改正する法律案	地方財政の状況等に鑑み、令和8年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に伴って必要となる一定の経費に充てるための地方債を起こすことができることとし、あわせて、軽油引取税、自動車税、軽自動車税及び地方揮発油譲与税の減収額を埋めるため、軽油引取税減収補填特例交付金（仮称）、自動車税減収補填特例交付金（仮称）、軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（仮称）を創設する。 (近日中)
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案	最近の我が国経済をめぐる状況に鑑み、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じた当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を引き続き図るため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限を10年間延長する。 (3月下旬)
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案	近年、携帯通信端末向けの電気通信役務の不正な利用が多様化・巧妙化していることに鑑み、当該電気通信役務を提供する事業者が契約締結時の本人確認等を行うべき役務に音声通信役務以外の電気通信役務を追加するとともに、特定の個人が同時に利用することができる携帯通信端末の数が一定数を超えることとなる場合に当該電気通信役務を提供する事業者が役務の提供を拒むことを可能にする等の措置を講ずる。 (3月下旬)
郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案	日本郵便株式会社が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金について上限額を総務省令で定めている現行の制度を同社の申請に基づき上限額を総務大臣が認可する制度に改めるとともに、同社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、定形郵便物に相当する信書便物の料金についても同様の制度に改める等の措置を講ずる。 (3月下旬)

(注)「要旨」欄の()内は、国会提出予定期を示す。

(備考)「日本放送協会令和8年度收支予算、事業計画及び資金計画」を国会の承認案件として提出予定

(連絡先)

大臣官房総務課

担当:松浦課長補佐、竹内課長補佐

電話:(代表)03-5253-5111(内線)5087

(直通)03-5253-5087

第221回国会（特別会）総務省提出予定法律案等担当部局

件名	担当部局
地方税法等の一部を改正する法律案	自治税務局企画課 (03-5253-5658)
地方交付税法等の一部を改正する法律案	自治財政局交付税課 (03-5253-5623)
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案	国際戦略局国際戦略課 (03-5253-5376)
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案	総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課 (03-5253-5847)
郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案	情報流通常行政局郵政行政部郵便課 (03-5253-5993)

（備考）「日本放送協会令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画」を国会の承認案件として提出予定（情報流通常行政局放送政策課）